



仕事



職場への定着をサポート

ジョブコーチ支援

【相談窓口】 地域障害者職業センター
(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)
各都道府県ごとに1か所

自分一人ではなかなか職場定着がうまくいかないと感じている方に、専門の職場適応援助者(ジョブコーチ)と一緒に職場に一定期間出向き、仕事のコツを教えたり、再発しないような働き方を検討したり、上司や同僚とのコミュニケーションの橋渡しをします。

就職するための 技能を身につけたい

職業訓練

【相談窓口】 ハローワーク

加工技術、コンピュータ技術、事務系等の職業訓練を専門のカリキュラムに沿って受講できます。具体的な訓練科目はそれぞれの公共職業能力開発施設(旧「公共職業訓練施設」)によって異なりますので、相談窓口にてご確認ください。

●病気で仕事ができないときの保障制度

病気やケガで 働けないときを保障

傷病手当

【相談窓口】 勤めている会社等の庶務課

会社等で仕事をしている方が、病気やケガのため仕事を休まなければならなくなり、給料をもらえなくなった場合、安心して療養ができるように、健康保険から、最長で1年6か月にわたって給与の一部の金額が支給されます。

業務中のケガや病気で 働けないときを保障

労災補償

【相談窓口】 労働基準監督署

業務中や通勤途上での怪我や病気によって休業し、賃金の支給を受けないときには、平均賃金の80%の補償が受けられます(休業補償)。また、身体障害が残った場合の保障(障害補償)、業務上死亡した場合の遺族に対する支給(遺族補償)があります。

●休職後の職場復帰への支援

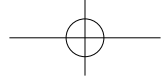
復職のための ウォーミングアップ

職場復帰支援(リワーク支援)

【相談窓口】 地域障害者職業センター
(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)
各都道府県ごとに1か所

うつ病などで休職期間が長期化している方、休職と復職を繰り返している方を対象に、無理なく復職できるよう、(1)生活リズムの立て直し、(2)コミュニケーションスキルの習得、(3)職場ストレスへの対処法の獲得を目的とするプログラムを提供します。





住まい・生活



入居支援、生活介護、行動援護など

障害をもつ人たちが地域の中で生活するための
様々な制度やサービスがあります。

なお、ここでは障害者自立支援法^{※1}関連の
サポートを中心に紹介しています。



●在宅サービス

自宅でその人らしい
生活を送るために

ホームヘルプサービス（居宅介護）

【相談窓口】 市町村の担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

調理、買い物、通院援助などのサービスを、単身生活
でも、家族と同居しながらでも、利用できます。

重度の障害をもつ方の
外出を支援

行動援護

【相談窓口】 市町村の担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

重度の障害のため支援が必要な方に、外出や移動の
援護を行います。障害程度区分^{※2}が3以上（行動障害
12項目の合計が10以上）の方が対象となります。

重度の障害のため介護が
必要な方の生活支援

生活介護

【相談窓口】 市町村の担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

重度の障害のため、常時介護が必要な方の食事・入
浴・排泄などの援助を行います。障害程度区分^{※2}が3
以上（50歳以上の障害者は2以上）の方が対象とな
ります。

●ショートステイ（短期入所事業）

自宅で生活する方の
短期の入所サービス

ショートステイ（短期入所事業）

【相談窓口】 市町村の担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

自宅において介護を行う方の病気その他の理由によ
り、施設への短期間の入所を必要とする障害者等に
対し、一定期間だけ目的に合わせて入所できるサービ
スです。入浴や排泄及び食事の介護、その他の必要
な支援を行います。